

いよいよ制度開始!
スッキリ分かる!

『インボイス制度』 ガイドブック

1

早わかり! インボイス制度

- ◎何が変わるの?
- ◎事業者登録ってなに?
- ◎どんな影響があるの?

2

あなたが免税事業者 だったら

- ◎仕入税額控除って?
- ◎課税事業者にならないといけ
ないの?
- ◎手続はどうするの?

3

あなたが課税事業者 だったら

- ◎インボイスの発行は?
- ◎仕入先が免税事業者だっ
たら?
- ◎納付税額の計算は?



はじめに

諸外国の付加価値税では、インボイスをもとに納税額を計算するインボイス制度が広く採用されています。日本の消費税も、令和元年10月に軽減税率が導入されて複数税率になったことから、売手の売上税額と買手の仕入控除の税率を一致させる方法として、インボイス制度に移行することとなりました。

インボイス制度は、令和5年10月1日に開始します。

インボイス制度とは、国税庁に登録した事業者が、課税売上げについて登録番号を記載した請求書（インボイス）を交付し、買手は、インボイスを受け取った限りで仕入税額控除が可能になるという制度です。

この制度変更は、事業規模の大小にかかわらずすべての事業者に影響する消費税始まって以来の大改革です。事業者には、事務負担が増加するのみならず、実質的な税負担が生じることも想定されます。

制度を正しく理解して、来るべき日に備えなければなりません。

本冊子が一助となれば幸いです。

早わかり【インボイス制度の概要】

1. 事業者登録と仕入税額控除の要件

インボイス制度は、事業者登録制度を基礎とする消費税の仕入税額控除の仕組みです。

インボイス(国税庁に登録をした事業者が登録番号を記載して交付する請求書等)を受け取って保存することが、仕入税額控除の適用の要件となります。

あわせて帳簿の保存が必要ですが、仕入先の登録番号の記載は不要です。

免税事業者や消費者は、登録することができないため、これらの者からの課税仕入れは、仕入税額控除の対象となりません。現行制度との違いは、この点が大きいといえます。

(1) 原則

免税事業者や消費者は事業者登録をすることができないため、これらの者からの課税仕入れは、原則として仕入税額控除の対象となりません。現行の請求書等保存方式との制度的な違いは、この点が大きいといえます。

現行制度 (令和5年9月30日まで)	インボイス制度 (令和5年10月1日以後)
仕入先が免税事業者であっても、請求書等を保存して仕入税額控除を行う。	登録事業者が発行したインボイスの保存が仕入税額控除の要件。 免税事業者からの仕入れは控除できない。

(2) 特殊な取引に係る特例

次の課税仕入れについては、インボイスの保存は不要です。帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。

- ① 3万円未満の公共交通機関による旅客の輸送(公共交通機関特例)
- ② 3万円未満の自動販売機・自動サービス機からの商品の購入等(自動販売機特例)
- ③ ポストに投函する場合の郵便集配サービス(郵便局特例)
- ④ 入場券等が使用の際に回収される入場料等
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費・通勤手当等
- ⑥ 古物商が行う登録事業者以外からの古物(棚卸資産)の購入
- ⑦ 質屋が行う登録事業者以外からの質物(棚卸資産)の購入
- ⑧ 宅地建物取引業者が行う登録事業者以外からの建物(棚卸資産)の購入
- ⑨ 登録事業者以外からの再生資源等(棚卸資産)の購入

(3) インボイス制度開始から6年間の特例

上記(2)に該当しない課税仕入れであっても、インボイス制度の開始から令和11年9月30日までの6年間は、区分記載請求書等(登録番号の記載がない請求書等)を保存することにより、次の割合で仕入税額控除が認められます。

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで… 80%

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで… 50%

免税事業者への影響

1. 課税事業者と免税事業者

すべての法人と個人事業者は、原則として消費税の申告納税を行う義務があります。

ただし、申告のための事務負担に耐えられない小規模事業者のために、その納税義務を免除する制度が設けられています。基準期間(※)及び特定期間(※)における課税売上高が1000万円以下である場合には、免税事業者となります。

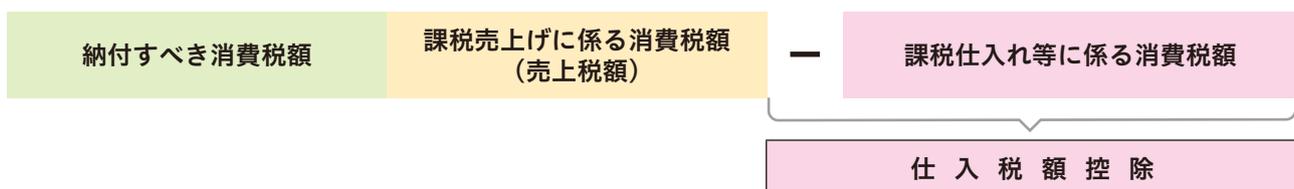
※ 基準期間とは、法人の場合は前々事業年度、個人事業者の場合は前々年をいいます。

※ 特定期間とは、法人の場合は前事業年度上半期6か月間、個人事業者の場合は、前年1月1日から6月30日までの期間といます。

課税事業者	免税事業者
<ul style="list-style-type: none">・納税義務が免除されない事業者・小規模事業者でも税務署に届出をして課税事業者となることができる。	次の全てに該当すると納税義務が免除される。 ① 基準期間における課税売上高が1000万円以下 ② 特定期間における課税売上高が1000万円以下 ③ 課税事業者を選択するなど、免税事業者でなくなる特例の適用を受けない

2. 仕入税額控除とは

消費税は、商品の流通において取引のたびに課税されるので、課税事業者は、課税仕入れについて支払った消費税額を売上税額から控除(仕入税額控除)して納付すべき税額を計算します。



インボイス制度では、登録事業者から交付を受けたインボイスを保存することが仕入税額控除の要件となります。

3. 免税事業者は課税事業者を選択して登録すべきか

(1) 免税事業者は登録できない

登録事業者が交付するインボイスは、課税事業者として消費税を納税したことを証明する書類です。したがって、免税事業者は登録することができません。

(2) 免税事業者は事業の継続が困難になる可能性がある

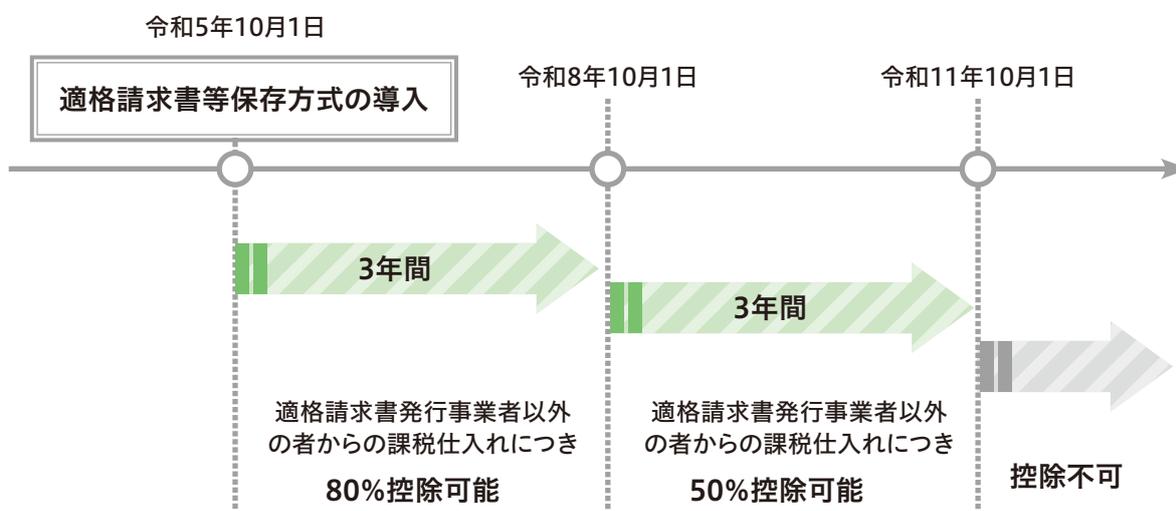
免税事業者は、仕入税額控除をできないという理由で、取引から排除される可能性、あるいは、消費税相当額を支払わない交渉をされる可能性があります。

令和5年10月1日以後に登録番号を記載しない請求書等を交付すれば、それは得意先に対して、自らが消費税の申告納税を行わない免税事業者であることを告白することになります。このような告白を良しとしないのであれば、インボイス制度の開始時に課税事業者となる必要があります。

たとえば不動産賃貸業等の課税仕入れがほとんどない事業である場合には、簡易課税制度を選択して納付税額を少なくするという方法も考えられます。

(1) インボイス制度開始から6年間の特例

ただし、激変緩和の趣旨から、インボイス制度の導入後6年間は、請求書等保存方式において仕入税額控除の対象となるものについては、次の割合で仕入税額控除が認められます。



この特例を受けるためには、買手において、区分記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書等の保存が必要です。

4. 免税事業者の登録はどのようにするのか

令和11年9月30日の属する課税期間までは、「課税事業者選択届出書」を提出することなく、登録申請書を提出することによりインボイス発行事業者となることができます。この期間においては、課税期間の途中からインボイス発行事業者の登録をすることもできます。

令和5年10月1日に登録したい場合には、令和5年3月31日までに登録申請書を提出します。

5. 登録日以後の売上げについて納税する

課税期間の途中からインボイス発行事業者（課税事業者）となる場合には、その登録の日からその課税期間の末日までの期間に行った課税資産の譲渡等及び課税仕入れ等を基礎に申告書を作成することになります。

6. 2年縛りの適用はあるのか

免税事業者が、令和5年10月1日の属する課税期間に登録する場合は、課税事業者を選択した場合の継続適用（いわゆる2年縛り）がありません。

しかし、その翌課税期間以後は、「課税事業者選択届出書」を提出した事業者と同様に、登録開始日から2年を経過する日の属する課税期間までの間は、継続して課税事業者として申告納税することが求められます。

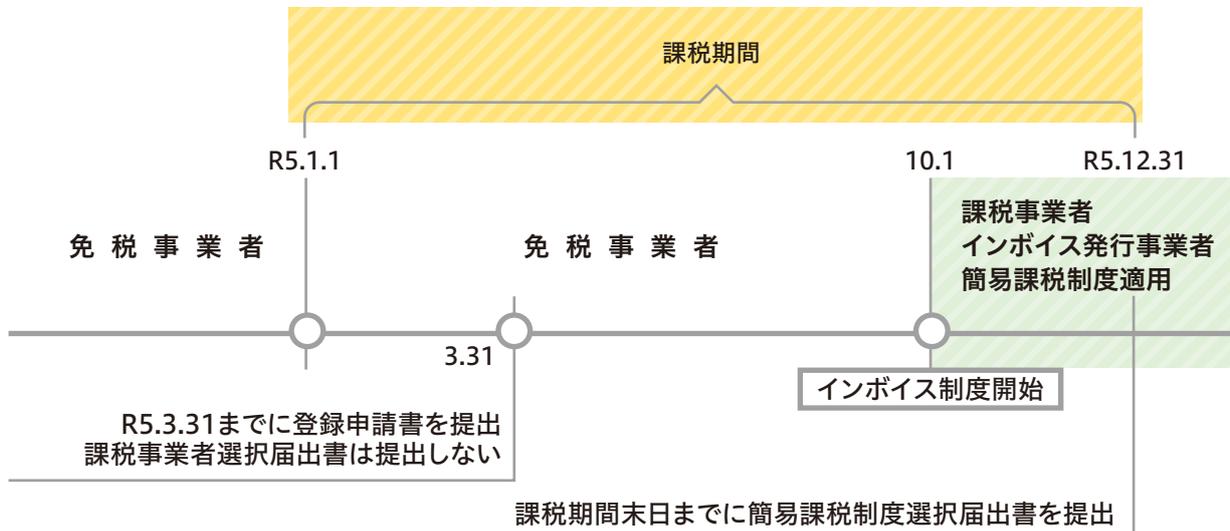
7. 簡易課税制度の届出は課税期間の末日までに

たとえば不動産賃貸業等の課税仕入れがほとんどない事業である場合や、課税仕入れに係る事務に耐えられないといった場合は、簡易課税制度を選択することが考えられます。

簡易課税制度の適用は、事前の届出が原則とされていますが、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間において登録する免税事業者が、登録日の属する課税期間に「簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、その課税期間の初日の前日に提出したものとみなされ、提出した課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

この場合、簡易課税制度選択届出書に、この提出時期の特例の適用を受ける旨を記載しなければなりません（平30年改正令附則18）。

【令和5年10月1日に登録する場合】



区 分	課税期間の途中からの登録	課税事業者選択届出書
① 令和5年10月1日の属する課税期間	できる	不要
② ①の後、令和11年9月30日の属する課税期間まで	できる	不要
③ ②の後の課税期間	できない	必要

業 種 別 コ ラ ム

1. 不動産賃貸業

土地の貸付け及び住宅の貸付けは非課税です。課税売上げになる店舗や事務所の貸付けについては、賃借人が事業者ですから、インボイスの交付を求められるでしょう。インボイスを発行しない場合は、賃料の値下げ交渉をされる可能性があります。課税事業者となって登録することを検討しましょう。

不動産賃貸業の経費は減価償却費や固定資産税などであり、通常、課税仕入れがほとんどありませんが、簡易課税を選択すると40%のみなし仕入率が適用され、賃貸料（税抜き）の6%が納税額となります。



2. 建設業(ひとり親方)

建設業の下請けをするひとり親方が登録をしない場合、下請代金のうち仕入税額控除ができない消費税額相当額は親事業者のコストになります。下請業者は下請法によって保護されますが、従前の取引条件の変更や下請代金の減額が要請される可能性は高いでしょう。親事業者との交渉次第では、課税事業者となることを検討しなければなりません。

簡易課税を適用した場合のみなし仕入率は、資材の仕入れがある場合は70%、いわゆる人工代である場合は60%になります。



3. ライター・デザイナー・プログラマー

フリーランスのライターやデザイナー、プログラマーは、仕事の特異性によりインボイスの交付の有無に関係なく受注できる場合を除き、登録の必要性が高い業種です。インボイス制度の準備として、登録事業者であることを発注先の要件とする動きも見られます。

簡易課税を適用した場合のみなし仕入率は50%、納税額は税抜き売上高の5%です。

